

路外駐車場設置（変更）届出書

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届出ます。

1 駐 車 場 の 名 称					
2 駐 車 場 の 位 置					
規 模	3 イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (※1) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車 (※2) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
					四輪車駐車台数
					台
				特定自動二輪車駐車台数	
				台	
				小計	平方メートル
それ以外の部分				四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
	四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
		四輪車駐車台数			
		台			
	特定自動二輪車駐車台数				
台					
小計	平方メートル				
車路等の面積(B)		平方メートル			
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
				四輪車駐車台数	
				台	
			特定自動二輪車駐車台数		
			台		
			小計	平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル				
	四輪車駐車台数				
	台				
特定自動二輪車駐車台数					
台					
小計	平方メートル				
車路等の面積(D)		平方メートル			

		駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
						四輪車駐車台数	台
						特定自動二輪車駐車台数	台
				小計	平方メートル		
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
						四輪車駐車台数	台
特定自動二輪車駐車台数	台						
小計	平方メートル						
4 構造	イ 建築物である部分						
	ロ 建築物でない部分						
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊装置の有無					
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の概要	認定の番号				
			特殊の装置の名称等				
	ロ それ以外の設備						
6 付帯業務のための施設							
7 従業員概数							
8 供用開始（予定）日		令和 年 月 日					

(※1) 四輪車：道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

(※2) 特定自動二輪車：大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）

備 考

- 1 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記する事。
- 2 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月決め契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること、なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみ記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載する。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロの欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6の欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行ふ業務のための施設の概要を記載すること。